

北電産業株式会社

福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与事業所「ふくし百選」運営規程

（事業の目的）

第1条 北電産業株式会社が開設する福祉用具貸与事業所「ふくし百選」（以下「事業所」という。）が行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 福祉用具貸与の提供にあたって、事業所の専門相談員は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう援助を行う。
- 2 介護予防福祉用具貸与の提供にあたって、事業所の専門相談員は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、要支援者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより、要支援者の生活機能の維持又は改善を図る。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者などの地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ふくし百選
- ② 所在地 富山市上富居二丁目2番27号

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。（介護予防の職員との兼務）

- ① 管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている事業の実施に関し、事業所の従業員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。
- ② 専門相談員 2名以上
専門相談員は、指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供に当たるとともに、利用者に対し、特定福祉用具が適切に選定され、かつ、使用されるよう以下の事をおこなう。
1) 特定福祉用具に関する相談援助、2) 特定福祉用具の機能、安全性、衛生状態等の点検、
3) 利用者の身体の状態等に応じた特定福祉用具の選定、4) 福祉用具の使用方法的指導
- ③ 事務職員 1名以上
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の休日及び12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供方法)

第6条 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与の提供にあたっては、事業所は以下の事を遵守するものとする。

- ① 専門相談員が、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえ、目録等の文書を示して、福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報等を説明し、利用者またはその家族の同意を得るものとする。
- ② 利用者の被保険者証等により認定の有無や有効期間等を確認する。また、既に認定審査会意見があるときにはそれに配慮する。

2 事業者は、正当な理由なく指定福祉用具の提供を拒まない。

(取り扱う種目及び利用料等)

第7条 取り扱う種目は、厚生労働大臣の定める全種目とする。

- 2 指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与を提供した場合の利用料の額は、別に定める料金表に記載されている額とし、当該指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、利用者それぞれの負担割合証に記載された負担割合に応じた額とする。なお、レンタル料は1ヶ月単位で計算し、日割計算はしないものとし、レンタル開始月及び終了月のレンタル料は次のとおりとします。

レンタル開始日が開始月の15日以前の場合……月額レンタル料全額

レンタル開始日が開始月の16日以降の場合……月額レンタル料の1/2相当額

レンタル終了日が終了月の15日以前の場合……月額レンタル料の1/2相当額

レンタル終了日が終了月の16日以前の場合……月額レンタル料全額

レンタル期間が1ヶ月以内の場合のレンタル料……月額レンタル料全額

- 3 第8条の通常の事業の実施地域における指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に要する交通費は、交通費の平均的な実費等を勘案し900円とする。
- 4 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与に要した交通費は、指定福祉用具及び介護予防福祉用具貸与費の1/3相当額を限度として、第3項における交通費の1/3相当額とする。
- 5 搬入に特別な措置が必要な場合（クレーン車使用など）の費用は、その実費を徴収する。
- 6 前三項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
- 7 事業所が利用者から第2項及び第4項、第5項の費用の支払いを受けたときは、提供した指定福祉用具貸与の種目、品名、費用の額その他必要と認められる事項を記載した領収書（法定代理受領サービスに該当しない場合、サービス提供証明書）を利用者に交付することとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、富山県全域とする。

(衛生管理等)

第9条 管理者は、従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行い、事業所の設備及

び備品について、衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 福祉用具の貸与にあたっては、その種類、材質に合わせて、別添標準作業書に基づき、消毒し、消毒が行われていない福祉用具と区分して保管する。
- 3 福祉用具の消毒及び保管については、次の事業者委託する。

富山県富山市三郷富山企業団地15番地	株式会社 日本ケアサプライ
石川県小松市大領町ワ276番地1	株式会社 サンネットワーク石川
静岡県浜松市西区湖東町3472-2	株式会社 セリオ
富山県砺波市鷹栖1907番地	株式会社 スリーティー運輸
石川県金沢市湊1-55-1	日建リース工業 株式会社

(事故発生時の対応)

第10条 専門相談員等は、福祉用具の提供により事故が発生したときには、適切な措置を講ずるとともに、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に報告を行うものとする。

- 2 事業所は、事故の状況や事故に際して採った措置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じるものとする。

(利益供与の禁止)

第11条 事業所及びその従業者は、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、又はその従業者等に対し、利用者にサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を提供してはならない。

(秘密保持)

第12条 従業者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 3 サービス担当者会議等において、利用者またはその家族の個人情報を用いる場合には利用者又はその家族の同意を、あらかじめ文書により得ておくものとする。

(苦情の処理)

第13条 管理者は、福祉用具貸与に関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。苦情があった場合は、直ちに相手方に連絡を取り、詳しい事情を把握するとともに、従業者全員で検討会議を行い、具体的な対応を行う。また、苦情記録及びその台帳を保管し、再発を防ぐものとする。

(その他運営についての留意事項)

第14条 事業所は、専門相談員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後3カ月以内
- ② 継続研修 年1回
- 2 この規程の概要、料金表等、利用者のサービス選択に関係する事項については、事業所内の見やすい場所に掲示する。
- 3 利用者に対する指定福祉用具貸与の提供に関する記録等は、その完結の日から5年間保存するものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は北電産業株式会社と事業所の管理者と

の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成22年3月1日から施行する。
2. 第9条第3項の一部改定（平22. 12. 27）
3. 事務所移転に伴い 第3条（所在地）変更（平24. 7. 1）
4. 第9条第3項の一部改定（平24. 7. 1）
5. 第14条第3項の一部変更（平25. 4. 1）
6. 事務所移転に伴い 第3条（所在地）変更（平26. 7. 1）
7. 第9条第3項の一部改定（平27. 7. 1）
8. 第7条第2項の一部改定（平27. 8. 1）
9. 第3条の住所変更（令5. 4. 1）